

## 1. 議事日程

〔平成30年第3回安芸高田市議会9月定例会第23日目〕

平成30年 9月28日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 議案第59号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第3  | 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4  | 議案第61号 財産の取得について（ふれあいたかた産直市）                        |
| 日程第5  | 議案第62号 安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置及び管理条例            |
| 日程第6  | 議案第63号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                       |
| 日程第7  | 議案第64号 安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例                |
| 日程第8  | 認定第1号 平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について                      |
| 日程第9  | 認定第2号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について                |
| 日程第10 | 認定第3号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について               |
| 日程第11 | 認定第4号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について                  |
| 日程第12 | 認定第5号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について               |
| 日程第13 | 認定第6号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第14 | 認定第7号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第15 | 認定第8号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について               |
| 日程第16 | 認定第9号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第17 | 認定第10号 平成29年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について            |
| 日程第18 | 発議第4号 JR芸備線・福塩線の早期復旧に関する意見書について                     |
| 日程第19 | 閉会中の継続審査の件について                                      |

## 2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 新田和明                      2番 芦田宏治

3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 大下正幸 10番 山本優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	岩崎猛	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐		



午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
岩崎事務局長。
- 岩崎事務局長 おはようございます。  
諸般の報告をいたします。  
第1点、教育長より平成29年度分教育委員会事務の点検、評価報告書  
についての報告がありました。  
第2点、監査委員より平成30年8月分の例月出納検査の報告がありまし  
た。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承くださ  
い。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
次に本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協  
議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 皆さんおはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、去る9月19日に議会運営委員会を開  
き、次のとおり、本日の日程に追加しましたので、報告をいたします。  
追加案件となる、発議第4号の取り扱いについて協議を行い、提案理  
由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上で報告を終わります。
- 先川議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番  
大下正幸君、及び10番 山本優君を指名いたします。



- 日程第2 議案第59号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第3 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第61号 財産の取得について（ふれあいたかた産直市）
- 日程第5 議案第62号 安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直

## 市」設置及び管理条例

日程第6 議案第63号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○先川議長 日程第2、議案第59号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第6、議案第63号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件の5件を一括して議題といたします。  
本案5件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宋戸邦夫君。

○宋戸総務企画常任委員長 平成30年9月6日付で本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった5議案につきまして、9月13日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第59号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、災害基本法の規定に基づき、手当のほかに災害派遣手当を新たに創設するものであります。

審査の過程において、委員より、「施行が9月1日になっているが、既に他市から来ている事案があるのか。ある場合は支給されないこととなるが、整合性はどうか。」との質疑があり、執行部より、「派遣の取りまとめについては、県を通して行うが、最初の予定は9月以降で調整することとしていたため、適用日を9月1日で考えていた。北海道からの派遣は災害派遣ではなかったため、この手当に該当しない。」との答弁がありました。また、委員より、「旅費についてはどうか。」との質疑があり、執行部より、「旅費等については、協定等を結ぶことになり、当市が支給の予定である。」との答弁がありました。

次に、議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、現在の嘱託員制度は残しながら、新たに嘱託員業務を地域振興会等に担うことを自由に選択できるように制度を改正することに伴い、行政嘱託員の行政区全体調整業務分の報酬年額1,000円を700円に減額するものであります。

審査の過程において、委員より、「3割カットの根拠は。」との質疑があり、執行部より、「地域の取りまとめについて、近年の件数が少ない状況である。700円が妥当かは今後検討の余地はあるが、今回嘱託員制度の業務を委託制度に移すと、新たな業務も発生してくる。その兼ね合いで3割カットは最低でも必要と判断し、カットしている。」との答弁がありました。

また、委員より、「振興会においてくれば、負担のある人に委託料の一部を支払うことになると思うが、源泉徴収事務は誰が行うのか。」との質疑があり、執行部より、「源泉徴収事務は支所と税理士とで整理する仕組みを考えている。それに係る費用について、報酬をカットした金額を充てるように考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第61号から議案第63号までの3件は、道の駅に関連する「ふれあいたかた産直市」の施設取得に係る一連の議案であります。

議案第61号「財産の取得について（ふれあいたかた産直市）」は、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、ふれあいたかた産直市の取得について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号「安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置及び管理条例」は、安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」を公の施設として設置及び管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「道の駅が2年後に開設となり、食堂部門などが入ってくるが、そのときにはこの設置管理条例は生きるのか。あるいは新たに設置管理条例ができるのか。」との質疑があり、執行部より、「本条例の適用は、道の駅が開業するまでの期間としている。道の駅が開業すれば、新たな道の駅設置管理条例を制定し運営していくこととなる。」との答弁がありました。

次に、議案第63号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者の候補者を選定したため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上の5議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第63号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第64号 安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備  
に関する条例

○先川議長 日程第7、議案第64号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成30年9月6日付で、本委員会に付託されました議案の審査経過を報告いたします。

付託のあった議案について、9月19日に産業建設常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第64号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」は、上下水道料金10%引き上げの改定に伴い、公共下水道条例、農業集落排水処理施設の設置及び管理条例、浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例、コミュニティ・プラントの設置及び管理条例、水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「料金改定について、上下水道料金審議会の答申では20%の料金引き上げが妥当となっているが、今回の料金改定では10%の料金引き上げとなっている。将来のインフラ等の設備を考慮すると20%の料金引き上げも検討する必要があると思うが、その点はどのように考えているのか。」と質疑がありました。執行部より、「上下水道料金は、特別会計のため使用料で会計を賄うのが原則であるが、市民への負担等を考慮し、一般財源から繰り出し金を投入することにより、合併前から料金の引き上げはしてこなかった。将来に向けて持続的・安定的に経営していくためには、20%の料金引き上げが妥当であると上下水道料金審議会から答申があったが、今回の料金改定では市民の負担を考慮し、半分の10%の料金引き上げを行い、残り10%分については、事務の合理化などの行政努力により、歳出削減へ取り組むことで対応を考えている。」と答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第8 認定第1号 平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成29年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○先川議長 日程第8、認定第1号「平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第17、認定第10号「平成29年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件を一括して議題といたします。

本10件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 定例会初日において、本委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までの平成29年度一般会計、特別会計、並びに公営企業会計の決算認定につきまして、その審査経過と結果について報告をいたします。

付託のあった10件の認定案件につきまして、9月20日、21日の両日、予算決算常任委員会を開き、市長、副市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、歳入、歳出の決算状況を確認し、予算執行と行政効果について、慎重に審査をいたしました。

29年度普通会計の決算規模は、歳入総額が218億1,735万5,000円、歳

出総額が211億7,015万8,000円となり、決算規模は、歳入歳出ともに、前年度決算額を上回るものとなりました。

実質収支については4億1,063万6,000円で、これから前年度の実質収支を引いた単年度収支は、4,194万円でありました。

財源調整の役割を果たす財政調整基金は、積み立てが328万9,000円に対し、取り崩しが5億8,070万4,000円。また、将来の経常的経費の負担を軽減する繰上償還は、3億5,313万8,000円が償還されており、これらを単年度収支に加えて得られる実質単年度収支は、マイナス1億8,179万7,000円でありました。

財政指標について、経常収支比率が95.1%と前年度から0.7%上昇しており、普通交付税が減少していることが影響したものと判断されます。実質公債費比率が13.7%で、前年度から0.5%上昇しており、将来負担比率が88.1%と前年度から0.8%上昇する結果となりました。

財政規模は、24年度から27年度にかけて減少傾向であったものが、28年度から29年度にかけて増加傾向となっておりますが、これは学校規模適正化に伴う統合小学校整備などの普通建設事業費が増加したことに加え、繰り上げ償還を含めた公債費が増加したことが要因となっているのであります。

審査の冒頭で、決算の全体に係る内容について委員より、「公会計が新たな統一基準となり、他の自治体と貸借対照表やバランスシートが比較できるようになったが、決算審査に用いる事務事業評価シートはコストの算出ができないため、人件費や維持補修に係る減価償却費などを含めた事業別のコストが確認できるよう、評価シートを高めていただきたい。」との意見が出され、執行部より、「御指摘の部分は統一的な基準による財務書類をどう分析し、どう生かすかという課題もあり、今後研究しながら考えていきたい。」との答弁がありました。

審査の経過であります。一般会計の審査において出された主な質疑と答弁は次のとおりであります。

総務部の審査の中で、庁舎管理事業について委員より、「本庁舎や各支所、教育関係施設で多くの維持管理費が出ており、これらを各所管の部署が個々に委託していると伺った。行財政改革として、消防施設設備点検、電気設備保安業務、エレベーター保守点検などを統一して委託する考えはないか。」との質疑があり、執行部より、「法律で定められた保守点検は、大規模施設であれば行う必要があり、どの施設でも同様に行っている。現在、包括業務委託の先進事例を研究しており、今後検討する必要があると考えている。」との答弁がありました。

企画振興部の審査の中で、企画調整事業について委員より、「課題の中に移住定住の取り組みを目指すため、庁舎内の横断的な連携や市民等との協力を挙げているが、何を課題として、どのようなことをイメージして取り組もうとしているのか。」との質疑があり、執行部より、「移住や仕事の相談窓口となる課の担当や課長と、月に2回程度、情報共有



の機会を設けている。この共有により、窓口対応がしっかりできていると考えており、継続して取り組むとともに、連携の窓口をふやす必要があると考えている。また、市民との連携は、民泊や体験活動の協力いただく方とワークショップを行う中で、横のつながりができ、移住促進に向けた協力体制につながると考えている。」との答弁がありました。

市民部の審査の中で、塵芥処理事業について委員より、「ごみステーションでの外国人住民のごみの分別について苦情を耳にする。多文化が進めばこのごみの問題がふえると思われるため、住民窓口などでごみ分別の広報物を渡すなど、関係窓口と連携して外国人の方への周知を徹底するよう求めたい。」との質疑があり、執行部より、「外国人の方が転入手続等で来庁された際には、関係窓口と連携し、外国語表記のごみ分別表といった広報物を渡すなどの対応を徹底したい。また、市内企業等にも積極的に資料提供し、外国人の方への周知をお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査の中で、障害者福祉事業について委員より、「お太助タクシーチケットの交付割合が6割に満たない状況であるが、現状がこれでよいのか伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「このサービスは年度当初において、対象と思われる全ての方に勧奨通知を送り、必要とする方から申請を受けて交付しているため、周知はできているものと思っている。」との答弁がありました。

産業振興部の審査の中で、観光振興事業について委員より、「田んぼアート事業実施計画を策定しているが、この計画はいつごろ策定されたものか。また29年度はこの計画に基づいて事業が実施されたのか伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「事業実施計画は29年度末に策定されたものであり、本年度よりこの計画に基づいて事業実施している。29年度は田んぼアート事業が周遊性促進に有効的であることを検証するため、青森県の田舎館村等の視察を実施している。」との答弁がありました。また委員より、「産業振興部の業務は経済に直結しているにもかかわらず、実行までが遅くスピード感が感じられない。このことをどう考えているのか伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「産業振興に係る制度の変更や天候に左右される事案などがあり、状況を見ながら対応することになる。できるだけ早く情報をつなぐなど、スピード感を持って取り組んでいきたいと考える。」との答弁がありました。

教育委員会事務局の審査の中で、学力向上推進事業において委員より、「英語検定3級以上の生徒の割合が25%の計画に対し、実績が38.9%となっている。割合が上がった要因について伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「英語検定受験費用の公費負担を行っており、生徒の受験機会をつくったこと、及び英語指導助手とのふれあいを含めた勉強を進めたことにより、相乗効果として結果が出たものと考えている。」との答弁がありました。

次に、認定第2号から認定第10号までの特別会計、及び公営企業会計

決算の審査につきましては、国民健康保険特別会計決算の審査において、委員より、「国保税の収納率と、収納率の向上対策、また不納欠損の状況と内容の詳細説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「収納率は現年度分が96.54%、滞納繰越分が15.92%で、いずれも前年度を上回っており、地道な通知と納税相談がその効果を上げている。また不納欠損は216件であり、個別に実態調査を行い、精査した上で処理を行っている。」との答弁がありました。

その他の特別会計決算の審査においては、特徴的な質疑はなかったものの、計画された事業については、適正に執行されており、歳入・歳出の執行においても遅延なく行われたものと判断いたしました。採決に当たっては、付託された10件の認定案件については、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は適正に行われていると判断し、10件全て認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより本10件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

討論がありますので、これより本10件を個別に討論、採決を行います。まず、認定第1号「平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 認定第1号「平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について」賛成討論を行います。

委員長報告にもありましたように、普通交付税の段階的縮減の中、この平成28、29年度の実質単年度収支が2年連続して赤字になり、経常収支比率も上昇するという中で、大変厳しいものがあります。

今回の決算においては、事務事業評価シートからは、自主財源となる賦課徴収事業、税金を納めていただくために、納税者の利便性を考慮したコンビニ収納の利用実績を上げ、そして滞納処分においては計画値を大きく上回る実績を上げられております。

今後においては、この決算をもとに、事業の転換、廃止などをにらみつつ、施設の保守点検業務の包括委託など、単に経費だけでなく、事務の軽減を含めた部局間の情報共有、連携により、行財政改革が進むことを期待し、賛成討論といたします。

○先川議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号「平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

そのほかの議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件から、認定第10号「平成29年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第4号 JR芸備線・福塩線の早期復旧に関する意見書について

○先川議長 日程第18、発議4号「JR芸備線・福塩線の早期復旧に関する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 発議4号「JR芸備線・福塩線の早期復旧に関する意見書について」提案理由の説明をいたします。

平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生し、長期にわたる運休が見込まれているJR芸備線・福塩線は、通学、通勤、医療機関への通院といった市民生活の維持、企業の生産活動等に不可欠な鉄道路線であり、また定時性に優れ、大量輸送が可能であることから、生活交通としての利用者のほか、観光客等への影響も大きくなっております。

よって、一刻も早い復旧及び運行可能となった区間の早期の一部運行再開のため、鉄道事業者に対する配慮及び復旧に係る地方自治体の負担に対する財政措置など、あらゆる支援を要望する意見書を国土交通省及び広島県に対して提出するものです。

何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第4号「JR芸備線・福塩線の早期復旧に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 閉会中の継続審査の件について

- 先川議長 日程第19「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。  
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認め、よって、本件は、これを承認することに決しました。  
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
これにて平成30年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員